

災害時等における物資輸送等に関する協定書

田布施町（以下「甲」という。）と福山通運株式会社柳井営業所（以下「乙」という。）は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）における物資輸送等に関し、次のとおり協定を締結する。

第1条（趣旨）

この協定は、災害時等において、甲乙間の効果的な協力体制を迅速に構築することを目的に、甲が乙に対して行う貨物自動車による物資輸送等の支援協力の要請その他甲乙間における協力事項に関し定めるものとする。

第2条（用語の定義）

この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

第3条（協力の内容）

1. 災害時等において、甲は乙に対し、次の事項について協力を要請することができるものとし、乙は、甲の要請に基づき可能な限り要請に協力するよう努めるものとする。
 - (1) 甲が管理する防災備蓄品の避難所への配送
 - (2) 甲が指定する物資拠点施設から避難所への物資の配送
 - (3) 甲が指定する物資拠点施設の運営補助等
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、甲が必要とする事項
2. 甲は、災害時等において乙が前項に規定する要請に協力する際には、次の事項について協力し、乙の輸送業務の継続に配慮するよう努めるものとする。
 - (1) 乙の車両への燃料供給のあっせん
 - (2) 罹災状況に係る情報の提供
 - (3) 前各号に掲げるもののほか、乙が必要とする事項

第4条（協力要請の手続き）

1. 前条の規定による協力の要請は、要請書（様式第1号）をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で協力を要請し、その後速やかに要請書を提出するものとする。
2. 乙は、前項の規定による要請を受けたときは、甲に対して速やかに協力するよう努めるものとする。ただし、乙が被災等により支援が困難と判断した場合や乙の事業の支障となる場合は、この限りではない。

第5条（事故等）

乙の提供した貨物自動車が、故障その他の理由により物資等の輸送を中断したときは、乙は、速やかに代替の貨物自動車を手配のうえ、その輸送を継続するよう努めるものとする。なお、貨物自動車の手配ができない場合においては、乙は、甲に速やかに連絡を行い、甲の指示を受けるものとする。

第6条（報告）

乙は、甲の要請を受けて実施した支援内容について、報告書（様式第2号）をもって甲に報告するものとする。

第7条（費用等の負担）

1. 乙が第3条に規定する協力内容の実施に要した費用については、甲の負担とする。
2. 第2条に規定する協力内容の実施により生じた損害の負担については、甲乙協議のうえ都度決定するものとする。
3. 前各項の費用等及びその支払方法等については、甲乙協議のうえ都度決定するものとする。なお、

第1項の費用については、原則として貨物自動車運送事業法に基づき乙が国土交通大臣に届け出た運賃料金によるものとする。

第8条（連絡体制）

1. 甲及び乙は、支援活動に関する事項の伝達を円滑に行うため、連絡先等を連絡責任者名簿（様式第3号）で定めるものとする。
2. 甲及び乙は、前項の内容に変更が生じた場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

第9条（情報交換）

甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じ、情報の交換を行うよう努めるものとする。

第10条（協定の解除）

甲及び乙は、相手方又は相手方の役員等が、次の各号のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したときは協定を解除するものとする。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に指定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- (4) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (6) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

第11条（有効期間）

この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の3か月前までに、甲乙いずれからも申出がないときは、さらに1年間協定を更新し、以後も同様とする。

第12条（協議）

この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方が記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和5年7月21日

甲 山口県熊毛郡田布施町大字下田布施3440番地1

田布施町

町長 東 浩



乙 山口県熊毛郡平生町大字平生村521

福山通運株式会社柳井営業所

所長 高尾 敏 則



福山通運株式会社 殿

要請書

災害時等における物資輸送等に関する協定に基づき、次のとおり要請します。

記

要 請 期 間	年 月 日 () ~ 年 月 日 ()
場 所	
協力業務の内容	
その他必要な事項	

年 月 日

町長 殿

福山通運株式会社

報告書

災害時等における物資輸送等に関する協定に基づき、次のとおり支援協力を実施しましたので報告します。

記

実施期間	年 月 日（ ）～ 年 月 日（ ）
場 所	
協力業務の内容	
その他必要な事項	

連絡責任者名簿

【田布施町】

1 連絡担当課

担当課	総務課
電話	0820-52-5802
F A X	0820-53-0140
夜間・休日連絡先	0820-52-2111

【福山通運株式会社 柳井営業所】

1 連絡責任者

職・氏名	所長 高尾 敏則
電話	0820-56-3600
携帯電話	090-3880-3464
F A X	0820-56-5667

2 担当者

	第1連絡先	第2連絡先
職・氏名	主任 角田 樹哉	
電話	0820-56-3600	
携帯電話	070-1876-8240	
F A X	0820-56-5667	

災害時における連絡体制および協力体制に関する覚書

田布施町（以下「甲」という。）ならびに中国電力ネットワーク株式会社柳井ネットワークセンター（以下「乙」という。）は、災害時の円滑な連絡体制および協力体制の確立を図ることを目的として次のとおり確認する。

（連絡）

第1条 乙は、甲に対し、次に掲げる事項について、適時、情報提供するものとする。

- （1）停電発生時刻
- （2）停電発生地域
- （3）停電発生戸数
- （4）停電復旧見込み
- （5）停電範囲
- （6）停電復旧時刻

（連絡体制）

第2条 甲および乙は、相互連絡を円滑に行うため、あらかじめ正・副の連絡責任者を定めるものとする。

（協力）

第3条 甲は、停電に関し、次に掲げる乙からの協力要請事項に対して、適宜、協力するものとする。

- （1）広報車による住民への周知
- （2）防災無線、有線放送、自治会等を活用した住民への周知（台風等災害発生前の広報を含む）
- （3）公民館等への掲示物等の設置場所の提供
- （4）避難所に避難された住民への周知
- （5）住民からの問い合わせ対応
- （6）道路等の被災・復旧状況の情報提供

（連携）

第4条 甲は、次に掲げる乙からの要請事項に関して、乙と協議の上、対応するものとする。

- （1）土砂崩れ、倒木等による道路復旧
- （2）除雪対応状況の情報提供
- （3）停電復旧に必要な箇所の優先的な除雪
- （4）停電復旧に必要な土地の貸与
- （5）停電復旧の支障となる、がれき、車両およびその他物件の優先撤去
- （6）停電復旧対応者の宿泊・休憩場所（公共施設等）の提供

2. 乙は、次に掲げる甲からの要請事項に関して、甲と協議の上、対応するものとする。

(1) 災害復旧活動に必要な土地の貸与

(2) 災害復旧の中核となる甲が管理・所有する施設への電力供給設備の優先復旧

(要員派遣)

第5条 大規模災害発生時に、甲から要請された場合または乙から派遣すべきと判断した場合に、乙は甲への要請派遣を行うものとする。

派遣要員の役割は、停電状況・復旧状況等の甲への情報提供および道路等の被災・復旧状況の甲からの情報収集とする。

なお、派遣にあたっては、災害の発生状況を鑑み、甲および乙が協議の上、決定するものとする。

(防災訓練)

第6条 甲および乙は、災害対策を円滑に推進するため、甲または乙の実施する防災訓練への参加の要請があれば可能な限り参加するものとする。

(災害時連携計画)

第7条 甲および乙は、電力設備周辺の樹木に関して、災害発生時の倒木による電力設備および道路等公共設備への被害を軽減するため事前伐採の協議を行う。

(取扱いの変更)

第8条 この取扱いに定める事項につき、変更すべき事由が生じたときは、甲および乙は、いずれからもその変更を申し出ることができる。この場合において、甲および乙は、誠意をもって協議するものとする。

(運用)

第9条 この取扱いの実施に必要な細目については、甲および乙が協議の上、別に定めるものとする。

(その他)

第10条 この取扱いに定めた事項について疑義が生じたとき、または定めのない事項については、甲および乙が協議して定めるものとする。

2023年7月31日

甲 田布施町

田布施町長 東 浩二



乙 柳井市古開作字東条685番地11

中国電力ネットワーク株式会社

柳井ネットワークセンター

所長 杉本 学



災害時における連絡体制および協力体制に関する取扱いの実施細目

(連絡体制の確立)

1. 乙が社内の警戒体制もしくは非常体制に入った時点で、甲および乙は、相互連絡体制を整える。

(連絡体制の解除)

2. 乙の社内警戒体制もしくは非常体制が解除された時点で、甲および乙は、相互連絡体制を解除する。

(連絡方法)

3. 甲および乙の相互連絡は、専用の直通電話およびメール、ファクシミリによるものとする。
なお、甲が災害対策本部体制時には携帯電話により連絡をとりあうものとする。

(連絡時期および連絡内容)

4. 乙は、停電発生時には、本覚書第1条に定める事項を、別途定める停電情報連絡票により、原則として毎正時および必要の都度、甲に連絡するものとする。

(経費の負担)

5. 甲および乙が本覚書に定めた事項を履行するにあたり必要となる費用は、甲および乙それぞれが負担するものとする。

(土地の貸与)

6. 本覚書第4条第1項第5号および同条第2項第1号に定める土地の貸与は無償とし、借主は、当該土地の使用について相手方の指示に従うものとする。

(協力および連携)

7. 本覚書に定めた協力および連携の実施については、甲または乙がそれぞれの業務に支障ない範囲で行うものとする。

以 上

災害時等における給食支援業務等の協力に関する協定書

田布施町（以下「甲」という。）と株式会社日米クック（以下「乙」という。）とは災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生した場合の給食支援業務等に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、町内に給食提供等を必要とする災害が発生した場合、乙の積極的な協力を得ることにより、災害時における町民生活の安定を確保することを目的とする。

（協力）

第2条 乙は、災害時における甲の給食支援事業等の要請に対し業務を行い、甲の災害応急対策活動に安全を確保した上で、積極的に協力するものとする。

2 乙の協力内容は、田布施町学校給食センターを拠点として行う給食支援業務等とする。

（要請手続）

第3条 甲は、災害が発生し、給食支援業務等の必要があると認めたときは、災害時給食支援業務等要請書（以下「要請書」という。）（様式第1号）により、乙に対し要請するものとする。

2 甲は、災害の状況により、緊急を要するときは、電話等の方法で協力要請することができるものとする。この場合は、甲は乙に対し、速やかに要請書（様式第1号）を提出するものとする。

3 甲は、乙に給食支援業務等を要請する場合は、要請内容、期間、提供先、その他の必要事項を明らかにし、要請するものとする。

4 乙は、前項の要請があったときは、給食支援業務等に協力するものとする。

5 乙は、甲との連絡が取れないときは、甲の要請があったものとみなし、自らの責任において給食支援業務等を行うことができる。

（配送）

第4条 乙は、給食の配送に関して、町が所有する車両を使用するものとする。

（完了報告）

第5条 乙は、給食支援業務等を完了したときは、速やかに災害時給食支援業務等完了報告書（以下「報告書」という。）（様式第2号）により甲に報告するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等の方法で報告し、事後に報告書（様式第2号）を提出するものとする。

（費用負担等）

第6条 甲の要請に基づき、乙が給食支援業務等を実施するために要した経費は、甲が

負担するものとする。

2 調理業務及び給食の配送にかかる経費は、災害発生時直前における適正な価格を基準とし、甲乙協議の上、決定するものとする。

3 甲は、乙から前項の請求があったときは、速やかに代金を乙に支払うものとする。
(連絡責任者等)

第7条 給食支援業務等に関する事項の伝達を円滑に行うため、甲乙双方の連絡先及び連絡責任者・担当者を定めるものとする。

2 協定の有効期間の途中において内容の変更が生じた場合は、速やかに相手先に報告するものとする。

(平常時の協力)

第8条 乙は、平常時の防災啓発に協力するものとする。

2 甲が協力依頼を行う場合は、文書により行うものとする。

(協定の有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和6年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに、甲乙いずれからも協定解除の申出がないときは、さらに1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項またはこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和5年7月21日

甲 山口県熊毛郡田布施町大字下田布施3440番地1
田布施町

田布施町長 東 浩 二



乙 大阪府大阪市北区大淀中1丁目17番22号
株式会社 日米クック

代表取締役社長 米 谷 素 明



様式第1号

第 号
年 月 日

様

田布施町長

災害時給食支援業務等要請書

災害時における給食支援業務等の協力に関する協定書第3条の規定により、下記のとおり協力を要請します。

記

1 災 害 名	
2 協 力 期 間	年 月 日 午前・午後 時 分から 年 月 日 午前・午後 時 分まで
3 協 力 内 容	
4 給食等提供先	
5 配 送 の 有 無	有・無
6 その他必要な事項	
7 担 当 者 等	①所 属 ②職氏名 ③電 話

様式第2号

年 月 日

田布施町長

団体名
代表者名



災害時給食支援業務等完了報告書

年 月 日付け 第 号により要請のありました件について、下記のとおり完了しましたので、災害時における給食支援業務等の協力に関する協定書第5条の規定により、報告します。

記

完了年月日	協力内容	給食等提供先	配送の有無
			有 ・ 無



災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定書

田布施町(以下「甲」という。)と、ジェムカ株式会社(以下「乙」という。)とは、災害発生時における災害廃棄物処理等の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、町内において災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に規定する災害(以下「災害」という。)が発生した場合に、当該災害により発生した廃棄物(以下「災害廃棄物」という。)の撤去、収集・運搬、処分等及び避難所で発生した廃棄物の収集・運搬、処分等に関し、甲が乙に協力を要請するに当たっての必要な事項を定めるものとする。

(事業の内容)

第2条 災害が発生した場合、甲の指示に従い次に掲げる事業を乙が実施するものとする。

- (ア) 集積場からの廃棄物の運搬
- (イ) 災害廃棄物の中間処理・最終処分
- (ウ) 前各号に伴う必要な事業

(災害廃棄物処理等の実施)

第3条 乙は、甲から前条の指示を受けたときは、必要な人員、車両及び資機材を確保する等、甲が実施する災害廃棄物処理等に可能な範囲で協力するものとする。

2 乙は、災害廃棄物処理等を実施する際は、次に掲げる事項に留意することとする。

- (ア) 周囲の生活環境を損わないように十分配慮すること。
- (イ) 災害廃棄物の再利用、再資源化及び適正な破碎・焼却・埋立等の処分に配慮し、その分別に努めること。

(情報の提供)

第4条 甲は、災害廃棄物処理等に円滑な協力が得られるように、乙に被災、復旧の状況等必要な情報を提供するものとする。

(実施の報告)

第5条 乙は、実施する災害廃棄物処理等が終了したときは、次に掲げる事項を文書で甲に報告するものとする。

- (ア) 実施内容・期間
- (イ) その他必要な事項(状況写真、マニフェスト等)

(費用の負担)

第6条 第2条の指示により乙が実施した災害廃棄物処理等に要した費用の負担については、原則として甲が負担するものとし、その額は、災害発生直前における市場の適正な価格を基準として、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(個別契約書の締結)

第7条 本協定書に基づき、甲が災害廃棄物等の処理支援を乙に委託する場合、その内容に基づき別途個別契約書を締結するものとする。

(連絡窓口)

第8条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては、田布施町役場町民福祉課とし、乙においてはジェムカ株式会社業務部業務課とする。

(緊急連絡網)

第9条 甲と乙は緊急連絡網を別途作成し、それぞれ保有するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有する。

(協議)

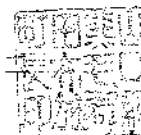
第11条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和6年1月1日

甲 山口県熊毛郡田布施町大字下田布施 3440 番地 1

田布施町長 東 浩



乙 山口県萩市大字福井上字萩ノ浴 2 7 7 3 番 1

ジェムカ株式会社代表取締役 松 村 孝 明



災害時におけるレンタル資機材の提供に関する協定書

田布施町（以下「甲」という。）と株式会社キロク平生営業所（以下「乙」という。）は、田布施町において災害対策基本法（昭和 36 年 11 月 15 日法律第 223 号）に定める災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）のレンタルに関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第 1 条 この協定は、災害時における応急対策及び復旧業務等を実施するにあたり乙が所有する資機材を迅速かつ円滑に提供するために必要な事項を定めるものとする。

（提供の要請）

第 2 条 甲は、災害時において、資機材を必要とする場合は、乙に対し、乙の保有及び調達できる資機材について優先的な提供を要請することができる。

2 乙は、前項の規定により、甲から要請を受けた時は、その緊急性及び必要性により、可能な範囲において優先的に甲に提供するものとする。

（資機材の種類）

第 3 条 乙が保有する資機材のうち、甲が必要とするもの。（乙の調達できる範囲内で甲が指定する資機材）

（協力の要請）

第 4 条 第 2 条の規定による要請を行う場合は、要請文書（洋式第 1 号）をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話で要請することができるものとし、この場合、事後速やかに文書を提出するものとする。

（資機材の引渡し）

第 5 条 資機材の搬入又は引渡し場所は、甲が指定する場所とし、甲又は甲が指定した者を当該場所に派遣して資機材を確認の上引渡しを受けるものとする。

2 甲が指定する場所までの運搬は、原則として乙が行うものとするが、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める搬送手段により搬送するものとする。

（経費の負担）

第 6 条 甲が乙よりレンタルした資機材の対価及び乙が行った運搬等の費用については、甲が負担するものとする。

- 2 前項に規定する費用は、乙が提供する報告書等に基づき、災害発生直前におけるレンタル及び運搬等に係る適正価格を基準とし、甲、乙協議の上決定するものとする。
- 3 甲は、乙から経費について請求を受けたときは、その内容を確認し速やかに乙に支払うものとする。

(災害補償)

第7条 この協定に基づいて乙の業務に従事した者が、本業務において負傷し、又は疾病にかかり、若しくは死亡した場合の災害補償については、乙の責任において行うものとする。

(連絡体制等)

第8条 甲と乙は、平常時からレンタル可能な資機材についての情報交換を行うとともに、伝達体制の整備に努めるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、この協定締結の日から令和6年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1カ月前までに、甲又は乙から何らかの意思表示がない場合は、この協定は、さらに1年延長されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和6年 3 月 5 日

甲 田布施町
田布施町長 東 浩二



乙 株式会社 キロク 平生営業所
所長 森 脇 巧



別紙（様式第1号）

年 月 日

（宛先） 様

田布施町長

災害時におけるレンタル資機材の提供に関する協定書に基づき、下記のとおり資機材の調達を要請します。

記

資機材名	規格	数量	搬入（設置）場所	備考

町担当者
連絡先